

社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1)日 時 平成31年3月26日(火) 午前10時35分 開 会
午前11時20分 閉 会
- (2)場 所 行田市総合福祉会館 ボランティア団体活動支援室

2 理事現在数 9名

(1)出席理事 9名

工藤理事、阿久津理事、島田理事、中村理事、吉田理事、
細谷理事、蛭間理事、引地理事、風間理事

(2)欠席理事 なし

(3)監事 大谷監事

(4)事務局 岡田事務局長、松本事務局次長、磯川事務局長、 長谷川主幹、島崎主幹、塚原主幹

3 議事の経過及び議案の結果

(1)開会宣言

事務局は、「本理事会が、行田市社会福祉協議会定款第28条第1項の規定による決議に必要な過半数を超える出席数となる」との報告をする。

(2)議長の選出

事務局は議長の選出について、議場に諮った。「工藤会長にお願いしたい」との声が上がり、事務局は、工藤会長を議長に提案した。工藤会長は、理事全員から承認を得て議長に就任した。

(3)議事

議長は、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

事務局は、報告第1号について、「サービス区分の障害者福祉センター受託事業において、通室者の作業訓練に伴う作業収入が当初予算額を超過したことから、作業工賃を通室者へ配分する配分金支出に不足が生じたため、収入支出予算を専決処分により増額補正させていただいたもので、経理規程第20条第2項の規定により、理事会へ報告するもの。」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、報告第1号について、質疑等を募った。

細谷理事から「補正前の額100万円に対して50万円の増額補正だが、その要因とは何か。」と質問が出された。

事務局は、「現在、4業者より仕事を受注しているが、作業能力の高い通室者が増えたことから、毎月の作業量も増え、作業収入が増収となったもの。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、報告第1号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がったため、報告案件を終了とした。

次に議長は、議案第1号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会定款の一部改正について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、議案第1号について、「定款第2条の事業について、平成27年度の介護保険法の改正に伴い、介護予防事業の見直しが行われ、平成29年度から介護予防事業の名称が介護予防・日常生活支援総合事業に改められたことから、事業の名称を改めるもの。次に、定款第35条の資産の管理について、本会の資産の管理は、金融機関等への預貯金及び有価証券で保管しており、株式での資金管理は行わないことから、同条第3項を削除するもの。」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、議案第1号について、質疑等を募った。

細谷理事から「定款第35条について、第2項に確実な有価証券に換えて保管するとあるが、確実な有価証券とは何か。また、改正前の第3項を削除するのは、今までに株式で資金を保管する実態が無いからなのか。」と質問が出された。

事務局は、「確実な有価証券とは、元本割れしないものとしており、現在は、埼玉県債にて埼玉りそな銀行及びSMBC日興証券で保管している。また、第3項を削除する理由については、今までに株式で資金を保管していなかったことと、近隣の市町村の状況を確認したところ、安全性の確保を考えて規定していないとのことから、これに倣ったもの。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、議案第1号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決する旨を宣した。採決の結果、出席理

事全員から賛成との挙手があり、議長は、議案第1号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に議長は、議案第2号「平成31年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業計画及び予算について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、議案第2号について、会議資料の「平成31年度事業計画・予算書」に基づき、主要事業の計画を説明し、予算については予算書総括表の説明をする。また、総合福祉会館管理受託事業で行う総合管理業務及び老人福祉センター受託事業で行う清掃業務については、本理事会の承認を得た上で、指名競争入札による業務委託する旨を説明する。

議長は、事務局の説明の後、議案第2号について、質疑等を募った。

阿久津理事から「それぞれの業務で違うと思うが、現在の保育士の平均賃金はどれくらいなのか。」と質問が出された。

事務局は、「学童保育室の支援員では、年間2,280,000円の支給を予定している。」と答弁し、阿久津理事は了承した。

続けて、阿久津理事から「資料22ページの職員給料支出の備考欄に職員11名と嘱託職員1名、諸手当とあるが前年度より減っているのはなぜか。」と質問が出された。

事務局は、「法人運営事業の職員11名の中で、人事異動により給料の差額が生じたことによるもの。」と答弁し、阿久津理事は了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募った。

細谷理事から「資料4ページの生活支援体制整備事業について、第2層の実施ということだが、具体的な実施スケジュールを教えてほしい。また、7ページの学習支援事業について、25名の生徒の利用を予定しているが、他にも生活困窮している生徒が多数いると思う。その生徒数を把握しているのか、また募集体制はどのようになっているのか。次に8ページの広報活動の充実については、やすらぎの里の部屋が活発的に利用されていない感じがすることもあり、広報活動についてどのように力を入れているのか聞きたい。ホームページやSNSでは高齢者に情報が届きづらい。社協だよりの発行も年5回ではあるが内容も薄いと感じる。そのあたりの充実をもっと図るべきと思うが、どのように考えているのか。」と質問が出された。

事務局は、「まず、生活支援体制整備事業については、高齢者福祉課が所管課となり月1回の会合をもって調整しており、現在は第2層を中学校圏域

ぐらいのところでは5つに分ける予定となっている。具体的な取り組みについてはこれから決めることになっている。ただし、今年度実施した第1層の中で出された課題については、第2層の中へ落とし込んでいながら実施していくこととしている。次に学習支援事業の生徒数の把握と募集については、二通りで実施しており、生活保護世帯の生徒については、生活保護のケースワーカーを通じて声掛けをしてもらい、母子父子家庭で所得の低い世帯の生徒については、所管課となる子ども未来課から対象世帯へ通知して希望を取ってもらっている。次に広報活動の充実について、今年度からフェイスブックの開設により若年層への情報発信として取り組んでいる。また、3月号の社協だよりについては、小見出しのタイトル付けをやわらかい表現にして、市民に目を通してもらえるように工夫したところであり、3月13日には、広報誌の紙面づくりとして、県の広報研修を受けた職員を講師にした職員全体の内部研修を実施している。今後も紙面を通じた広報活動の充実に取り組んでいくこととしている。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決する旨を宣した。採決の結果、出席理事全員から賛成との挙手があり、議長は、議案第2号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に議長は、議案第3号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会評議員会の招集について」を議題とし、その説明を事務局に求める。

事務局は、議案第3号について、「定款第13条第1項の規定により、評議員会の招集について、理事会の決議を求めるもの」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、議案第3号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決する旨を宣した。採決の結果、出席理事全員から賛成との挙手があり、議長は、議案第3号を原案のとおり承認する旨を宣した。

以上で議事は全て終了し、会議は午前11時20分に閉会した。

平成31年3月26日

会 長 工藤正司



監 事 大谷春美

